

都市計画変更に関する説明会のお知らせ

京都府建設交通部下水道政策課

木津川流域下水道に係る都市計画変更にあたり、次のとおり説明会を開催します。

日時： 令和7年4月18日 午後7時～

会場： 宇治田原町総合文化センター 3階 研修室1

対象： 木津川流域下水道関連市町及び宇治田原町在住者 並びに利害関係人

○都市計画変更の概要

◆都市計画について

「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（都市計画法抜粋）です。

◆都市計画下水道

都市計画において、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、「都市施設」を定めることとなっています。

下水道施設は、都市施設のひとつで、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、積極的に都市計画に定めるべきものとされています。

◆変更の理由

宇治田原町公共下水道の木津川流域下水道への編入にあたり現決定の都市計画に変更が生じたため、行うものです。

◆主な変更内容

【京都府決定（流域下水道）】

処理区域の追加（宇治田原都市計画木津川流域関連宇治田原町公共下水道）
施設の追加（宇治田原幹線、郷之口中継ポンプ場）

○今後の手続きの流れ

都市計画 原案の作成	地元 説明会 （今回の説明会）	都市計画案の 作成	都市計画案の 公告・縦覧	都市計画 審議会	府知事への 協議	都市計画 決定・告示	
	都市計画を変更する目的・内容を説明します。府と町で共催します。	地元説明会でのご意見を踏まえて、都市計画案を作成します。	関係自治体の住民及び利害関係者は、この案に対して意見書提出できます。	都市計画案をあらかじめ公告します。2週間、縦覧に供します。	都市計画案、及び縦覧に付された意見書を基に審議されます。府と町でそれぞれ開催します。	町が都市計画の変更をする際は、京都府知事との協議を必要とします。	都市計画が正式に決定されます。